

東急不動産株式会社「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和5年1月12日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、東急不動産株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：和歌山県日高郡印南町及び日高川町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大121,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年10月18日
環境大臣意見受理	令和4年12月23日
経済産業大臣意見	令和5年 1月12日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

東急不動産株式会社「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」  
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (2) 水環境及び水生動物に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林等が存在しており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているマホロバサンショウウオ等の重要な水生動物が生息している可能性があることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋及び取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物に対する影響を回避又は極力低減すること。

## (3) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取る等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、「山地災害危険地区調査要領」(平成 28 年 7 月林野庁)に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)等が存在している。また、本事業は、風力発電設備を想定区域内の尾根沿いに最大 22 基設置する計画が想定されているが、尾根付近は、風力発電設備設置の際に活用できる既設道路等が少ないことから、大規模な造成工事や道路工事に伴う土砂崩落や、河川、沢筋等への土砂又は濁水の流出等による動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川、沢筋等の自然環境への影響について調査、予

測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、複数案の比較・検討に基づき風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、既存道路の活用等により土地の改変量を可能な限り抑制し、動植物の生息・生育環境等への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突や移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ、ハチクマ等の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。